

特任助教の職名を付される特任研究員候補者選考規則に関する申合せ

令和6年7月18日 決定

特任助教の職名を付される特任研究員候補者選考規則（以下「規則」という。）の適用について、以下のとおり申し合わせる。

第1条 規則第2条第3項に規定する委員の指名にあたって、所長は第2条第2項第2号委員についてセンター会議の意向を聴くことができるものとする。

2 センター会議の意向を聴取する方法は投票によるものとし、投票により選出された者をセンター会議における選考委員候補者（以下「指名候補者」という。）とする。

第2条 指名候補者の選出は、次に掲げる方法により実施する。

2 指名候補者は、国際日本文化研究センター会議規則第2条第1項及び第2項に規定する構成員（以下「構成員」という。）の投票により選出する。

3 指名候補者は、構成員のうち副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹及び情報管理施設長を除く者から選出する。なお、海外出張、心身の故障、育児、介護及びその他事情により指名候補者となることに配慮が必要な場合は、事前に周知する日時までに所長に申し出るものとし、所長が認めた場合には指名候補者から除くことができるものとする。

4 投票は、センター会議の構成員（休職者等及び出張中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ行うことができない。なお、投票は次に掲げる方法による。

（1）指名候補者1名の選出につき1回行うものとする。

（2）単記無記名により行うものとし、得票数最上位者1名を指名候補者とする。

5 投票の結果、得票数最上位者が複数いる場合は、次に掲げる順に従い指名候補者を選出する。

（1）他の教員等選考に係る選考委員でない者

（2）本センターの教員として在職年数が多い者

（3）前2号により指名候補者の選出ができない場合には、得票数最上位者のうちから所長が指名するものとする。

附 則

この申合せは、令和6年7月18日から適用する。